

平成 25 年度 第 6 回白井市市民参加推進会議 次第

日 時：平成 26 年 2 月 18 日（火）
午後 3 時 30 分～
場 所：市役所 3 階 会議室 2

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

- 1) 平成 24 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について
- 2) 市民参加の実施に関する注意点（手引書）の骨子について
- 3) その他

4. 閉 会

議題 1 平成 24 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

平成 24 年度市民参加実施状況に対する総合的評価については、平成 24 年度中に事業が終了した 6 事業の総合的評価と平成 24 年度以降も事業継続している 2 事業における総合的評価を実施しました。

評価した 8 事業のうち、事業が終了した事業が 6 事業で、その大部分が昨年度からの継続事業であったことから、継続的に市民参加の取り組みが行われていました。

平成 24 年度に市が実施した市民参加条例の対象事業については、事業終了時期が未定なことから、今年度は個別の総合的評価を行わなかった「まちづくり推進事業」「地域のまちづくり計画策定・推進事業」を合わせると 10 事業となり、市民参加条例に基づき総合的評価を開始した平成 16 年度以降、評価件数が最も多いことから、市民参加の取り組みが着実に増加しております。

今後も引き続き市民参加の取り組みが増加し、市民の意見が反映される市政が展開されることを期待します。

なお、今回評価を行った 8 事業のうち、事業継続中の 2 事業については、平成 24 年度末時点までに実施した市民参加の実施状況における総合的評価であることから、今後実施する予定の市民参加についての評価は行っていないため、事業終了時にあらためて総合的評価を行います。

また、今回の評価では、事業継続中の 2 事業については、平成 25 年度以降に実施を予定している市民参加についての評価が含まれていないため、評価点数が低くなっておりますが、今後の事業展開にあたって、市が市民参加の幅を広げて、様々な市民が参加手法を取り入れていただくとともに、市から積極的に市民への情報提供が行われることを期待して、中間評価したものです。

	事業名	担当課	開始時期	完了時期
1	白井市除染実施計画策定事業 (事業終了) 総合評価 ○ 55 点 【実施した市民参加】 審議会 パブリックコメント (意見公募)	環境課	平成 23 年度	平成 24 年度
2	白井市暴力団排除条例策定事業 (事業終了) 総合評価 △ 53 点 【実施した市民参加】 パブリックコメント (意見公募) 意見交換会	市民安全課	平成 23 年度	平成 24 年度
3	白井市地域福祉計画策定事業 (事業終了) 総合評価 ○ 83 点 【実施した市民参加】 審議会 パブリックコメント (意見公募) 意見交換会 ワークショップ その他の方法	社会福祉課	平成 23 年度	平成 24 年度
4	市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業 (事業終了) 総合評価 ○ 78 点 【実施した市民参加】 審議会 パブリックコメント (意見公募) 意見交換会	市民活動支援課	平成 23 年度	平成 24 年度
5	白井市産業振興条例策定事業 (事業終了) 総合評価 ○ 72 点 【実施した市民参加】 審議会 パブリックコメント (意見公募) アンケート	商工振興課	平成 23 年度	平成 24 年度
6	白井市生活排水処理基本計画策定事業 (事業終了) 総合評価 ○ 55 点 【実施した市民参加】 審議会 パブリックコメント (意見公募)	環境課	平成 23 年度	平成 24 年度
7	地域防災計画推進事業 (事業継続) 総合評価 △ 50 点 【実施した市民参加】 審議会 意見交換会 その他の方法	市民安全課	平成 23 年度	平成 25 年度
8	美しい景観形成推進事業 (事業継続) 総合評価 ○ 63 点 【実施した市民参加】 審議会 アンケート その他の方法	都市計画課	平成 22 年度	平成 26 年度

※7・8の事業は事業継続中で、評価は平成 24 年度末時点までの中間時点での評価です。

平成 25 年度以降に実施する予定の評価は行っていないため、事業終了時にあらためて総合的評価を行います。

答申 今後の市民参加の実施状況に対する総合的評価について

- 昨年度に続き、今年度評価したいずれの事業においても、市は、様々な市民参加の方法を駆使し、実践しています。今後もその傾向は変わらないことを期待します。
- しかし、その一方で、それぞれの評価におけるコメントに記したとおり、昨年度指摘した事項の多くは改善されたものの、いまだに条例が規定する結果の公表事項が遵守されていない事業がありました。このことについては、早急に是正され、条例に基づく適切な市民参加が行われることを強く求めます。
- また、事業の実施にあたり、市民参加を実施することが目的化してしまい、会議の事前公表の遅れ、公開、委員の選定基準のあいまいさなど条例に違反をしないまでも、市民参加の方法として適切でない事例も生じています。
- 市には、事業の実施に際しては、条例に基づく適切な市民参加を実施することはもちろんのこと、条例の趣旨を踏まえ、市民が求める市民参加の水準を下回ることはないよう、全職員に対して市民参加の実施方法について適切な研修や情報提供がなされることを望みます。
- また、ここ数年は、条例施行当初に比べて、1 事業における実施した市民参加の方法が増加していることから、従来の評価方法では、市民参加の実施水準について適切な評価を行うことが難しくなっています。平成 26 年度からの次期市民参加推進会議においては、今期の 3 年間の議論を踏まえ、新たな評価基準のもとで、適切な評価をより簡易にできるよう評価方法の見直しを行ってください。

【事業終了】

1. 白井市除染実施計画策定事業(平成 23 年度～平成 24 年度)

総合評価： ○ 55 点

コ メ ン ト
<p>○ 市民の関心の高さに比べて、会議録の公表やホームページの取り扱いなど市民への情報提供が全体的に不足している。</p> <p>○ 市民への情報提供は、もっとわかりやすくすることが重要である。例えば、市民が簡単に理解できるものと、知識を持っている方が更に理解するための専門的な記述が入ったものの 2 種類を作成するなどの工夫があっても良い。</p> <p>○ また、本事業は、全ての市民が関係する事柄であるので、意見交換会を開催するなど、もっと市民からの意見を反映させる市民参加の方法を採用すべきであった。審議会については、第 7 回までの会議は公開にも関わらず、会議録を公表しないことは、条例に照らし合わせて問題があると考え、第 8 回以降の会議の会議録の公表については評価する。また、審議会の公募委員を増員していることは評価するが、委員の選出方法や基準については、事業の内容によって工夫が必要と考える。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
<p>実施した市民参加の方法 (20)</p>	15	○	<p>【実施状況】</p> <p>H23. 12～H24. 3 白井市放射線対策協議会 H24. 3 パブリックコメント実施</p>
<p>審議会等の設置 (15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開 	13	○	<p>【実施状況】</p> <p>H23. 11. 15 広報しろい等で公募委員募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 11 名のうち 4 名市民公募委員 ・ 当初 2 名であったところを 4 名に増員 ・ 応募者 14 名のうち、選考基準に従い 4 名選定 ・ 会議は 11 回開催(平日昼)全て公開 ・ 会議録は全て非公表であったが、第 8 回から公表 <p>【コメント】</p> <p>○ 審議会の公募委員を増員していることは評価するが、委員の選定にあたり、放射線の影響について心配している子育て世代や応募があったにもかかわらず農地として土地を所有している人が多い在来地区の人から選定されなかったことは残念である。</p> <p>○ 除染の実施計画の策定と除染計画の見直しが同じ審議会で行われている。事業が連続して行われているためであると思うが、策定の段階と見直しの段階をわかりやすくする必要がある。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	14	○	<p>【実施状況】 H24.3 広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で周知及び募集 14日間募集 意見 18人から 60件 H24.3 市 HP・情報公開コーナー・各センター 図書館等で公表</p> <p>【コメント】 ○概ね適正であり、多数の意見が寄せられたことを評価する。 ○パブリックコメントに寄せられた意見の件数からも市民の関心は非常に高いことがわかる。結果として素案に反映されなかった意見が多かったことは残念である。意見の求め方にも工夫が必要ではないか。</p>
アンケート調査実施 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
意見交換会開催 (15)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
市民への情報提供 (15)	13	○	<p>【コメント】 ○前回評価時以降の取り組みとして会議報告書が公表されるなどの改善は評価するが、市民、特に子育て世代の関心が非常に高い事業であるにも関わらず、第 7 回会議までの会議報告書の非公表や市ホームページの取り扱いなど全体的に情報提供の出し方が弱い。地図を利用し、よりわかりやすくするなどの工夫が必要。 ○また、事業の成果や結果の報告などの情報提供をまめに行っていただきたい。</p>

【事業終了】

2. 白井市暴力団排除条例制定事業(平成 23 年度～平成 24 年度)

総合評価： △ 53 点

コ メ ン ト

- 非常に専門性の高い事業であり、また広域で取り組む必要のある事業であることから、近隣自治体と歩調を整える必要性があり、「早く作る」ことが求められている事業である。
- 市民の安全に関することであり、意見交換会を行うなど、担当者の意気込みを高く評価するが、「早く作るため」に意図的に行っているのかもしれないが、策定過程の情報提供が弱く、市の一方的な事業推進の印象が強い。
- 市民参加の方法として、ワークショップの開催など**広く市民の意見を求めるとともに、具体的な議論については、非公開・会議録の委員の氏名を非公表とするなど工夫し、審議会を設置したうえで、検討すべきであった。**

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	○	【実施状況】 H24. 2 意見交換会の開催 H24. 5 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	-	-	【実施状況】 実施なし

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	13	○	<p>【実施状況】 H24. 5 広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で周知及び募集 17 日間募集 意見 0 件 H24. 6 市 HP で公表</p> <p>【コメント】 ○意見交換会には 27 名もの参加者があったのにもかかわらず、パブリックコメントの実施に伴い 1 件も意見が寄せられなかったことについては「どうして意見が寄せられなかったのか」ということについて、特に情報の提供方法や暴力団排除という暴力団が不利益を被る事柄について市民が意見を出す「パブリックコメント」という市民参加の手法を市民が躊躇したのではないかなどの検証が必要だと感じる。</p>
アンケート調査実施 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
意見交換会開催 (15)	13	○	<p>【実施状況】 H24. 2. 18 条例骨子案について市民との意見交換会 目 的 条例制定にあたり、骨子案を提示し広く市民等の意見を聞き、骨子に反映させる。 対 象 市民 (27 人参加) 周知方法 広報しろい、市 HP、市メールサービス ※開催記録は公表</p> <p>【コメント】 ○周知方法、記録の公表、土曜日の開催など工夫されており良い。また、デリケートな事柄にも関わらず 27 名もの参加が集まったことは評価する。 ○ただし、審議会が設置されていないことから、1 回限りの開催であったのが残念である。</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
市民への情報提供 (15)	12	○	<p>【コメント】 ○形式は踏んでおり、一定の評価はできるが、市民への情報提供について積極性が伝わってこない。今後は、情報提供の質が問われている。</p>

【事業終了】

3. 白井市地域福祉計画策定事業(平成 23 年度～平成 24 年度)

総合評価： ○ 83 点

コ メ ン ト

- 審議会やワークショップをはじめ数多くの市民参加の方法を採用するとともに、学習を通じた情報提供など様々な市民参加の方法を採用しており、努力がうかがえ、高く評価するが、選考基準の非公開の事業や結果の非公表など一部の事業においては、条例上、不適切なものもあるため、今後の事業の実施にあたっては、適切な対応を望む。
- **また**、審議会における公募委員の選出について、選考基準を公表していないことは**問題**である。特に委員の構成について、委員の人数が多い審議会にも関わらず、公募委員が 2 人のため、**市民の意見が反映されにくいと想定される。**
- **本事業は、地域福祉計画の策定であり、他の事業に比べて市民感覚が求められる事業であることから、委員構成においてより多く公募市民を採用すべきであった。**
- なお、意見交換会や住民座談会などは、土日や祝日開催を心掛けており、取り組みを評価するが、地域福祉という観点からすれば、**審議会を休日に開催する**などの工夫も必要であったのではないか。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 H23. 7～ 白井市地域福祉計画策定委員会 H23. 7～ 白井市地域福祉計画作業部会 H23. 9 市民の学習会及び住民座談会 H24. 6/7 意見交換会実施 H24. 10 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開	12	○	【実施状況】 H23. 5. 15 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 15 名のうち 2 名市民公募委員 ・ 応募者 7 名のうち、選考基準に従い 2 名選定 ・ 会議は 4 回開催(平日昼) 全て公開 ・ 会議録は全て公表 【コメント】 ○ 審議会における公募委員の選出について、選考基準を公表していないことは課題である。 ○ 審議会の公募委員について、2 人の枠というのは、1 人が欠席した場合、1 人のみの意見となる。委員の数が多の場合、ほとんど意見が反映されないの、3 人以上が必要と考える。 ○ 在来地区からのみ委員が選出されている状況は、高齢化というニュータウンが抱えている問題や人口比率などを考えると非常にバランスが悪く、計画期間からみて、会議回数が少ない。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	14	○	<p>【実施状況】</p> <p>H24.10 パブリックコメント募集 ・広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で周知及び募集 ・15日間募集 意見2人から7件</p> <p>H24.11 結果の公表 ・広報しろい 市 HP・情報公開コーナーで公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○身近なテーマで、今後の課題と考える市民が多い中、意見が少なかったのは、募集期間が短いからなのではないか。</p>
アンケート調査実施 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
ワークショップの開催 (10)	9	○	<p>【実施状況】</p> <p>白井市地域福祉計画策定作業部会 H23.5.15 広報しろい等で公募委員募集 ・委員 25名のうち3名市民公募委員 ・応募者3名のうち、選考基準に従い3名選定 (応募者は8名までは全て選定予定) ・全8回開催(平日昼)全て非公開 ・会議録は全て公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○開催頻度が高く、内容も充実しているが、開催期日の非公開は条例第22条に違反する。</p>
意見交換会開催 (15)	14	○	<p>【実施状況】</p> <p>H24.6/7 計画案について市民との意見交換会 目 的 計画案の説明と計画案について広く市民等の意見を聞き、計画に反映させるため(2日間 開催) 対 象 市民(計22人参加) 周知方法 広報しろい、市 HP</p> <p>【コメント】</p> <p>○土日開催しており、評価できるが、参加者数から2回の開催ではやや開催回数が不足している。</p>
その他の方法 (0) ※本来は10点の配点であるが、既にワークショップを開催していることから、総合評価には加えない。	※参考 10	-	<p>【実施状況】</p> <p>事前学習会 対象 市民(のべ113名参加) 目的 白井市の福祉の現状と地域福祉について共通理解を図るため 内容 市民を対象とした事前学習会を2回開催</p> <p>住民座談会 対象 市民(のべ161名参加) 目的 地域の困りごとの解決策について、地域で何が出来るかを考える 内容 7小中学校区の各地域で座談会を開催</p> <p>【コメント】</p> <p>○事前学習会、住民座談会とも参加者が多く、効果があると考え。学校区の活用など工夫している。</p>
市民への情報提供 (15)	14	○	<p>【コメント】</p> <p>○数多くの市民参加の方法を採用し、情報提供を工夫するなど努力がうかがえるが、選考基準の非公開の事業や結果の非公表など一部の事業においては、条例に違反している。</p>

【事業終了】

4. 市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業(平成 23 年度～平成 24 年度)

総合評価： ○ 78 点

コ メ ン ト
<p>○ 積極的かつ適切な情報提供であり、また、市民参加は、バランスよく計画されており適切な取り組みである。</p> <p>○ 各評価項目においても、万遍なく積極的に取り組んでおり、前向きな姿勢について、良い取り組みとして評価をする。</p> <p>○ 今回の策定にあたっては、審議会や意見交換会を採用しているが、今後の課題として、本事業の趣旨は、市民参加・協働のあり方と推進にあることから、従来の内容よりも更に実質的な内容を伴った参加が求められるものであり、そのためには多くの市民の目に触れるように更に工夫をすべきと考える。</p> <p>○ 例えば、地域の大学生の参加を求めることや、審議会の夜間・休日開催など他の事業に先駆けて実践できればなお良かった。今後の事業の取り組みを期待する。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
<p>実施した市民参加の方法 (20)</p>	20	○	<p>【実施状況】</p> <p>H23. 7～ 市民参加・協働のまちづくりプラン策定会議 H24. 10 パブリックコメント実施 H24. 11 意見交換会実施</p>
<p>審議会等の設置 (15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開 	14	○	<p>【実施状況】</p> <p>H23. 5. 15 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 12 名のうち 7 名市民公募委員 当初 4 名であったところを 7 名に増員 ・ 応募者 7 名のうち、選考基準に従い 7 名選定 ・ 会議は 12 回開催（平日昼）全て公開 ・ 会議録は全て公表</p> <p>【コメント】</p> <p>○ 公募委員を 7 名に増加したことは、良い試みである。</p> <p>○ また、会議の回数も多く、傍聴者もあり、議題における進め方など充実した審議が行われていた。</p> <p>○ しかし、市民との協働を掲げながら、平日の昼に会議を開催していることは疑問がある。夜間や休日に実施すればなお良かった。</p> <p>○ また、委員の参加率についても公募委員については、増員されたこともあり積極的に参加をしていたが、市が選出した充て職の委員の出席率が悪い。選出方法などに問題はなかったかの検証が必要である。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	15	○	<p>【実施状況】 H24.10 パブリックコメントの募集 ・広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で周知及び募集 ・31 日間募集 意見 6 人から 30 件 H25.2 結果の公表 ・広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で公表</p> <p>【コメント】 ○適切であり、評価できる。 ○意見募集と結果の報告について広報しろいを利用して、わかりやすく行っている。</p>
アンケート調査実施 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
意見交換会開催 (15)	14	○	<p>【実施状況】 H24.11 計画案について団体との意見交換会 目 的 計画案の説明と計画案について広く市 民等の意見を聞き、計画に反映させる ため 対 象 市民・団体役員 (計 22 人参加) 周知方法 市 HP・情報公開コーナー</p> <p>【コメント】 ○概ね適切であるが、周知方法として広報しろいを利用すれば、なお良かった。 ○また、夜間・休日に開催すればなお良い。</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
市民への情報提供 (15)	15	○	<p>【コメント】 ○情報提供に広報しろいやホームページ、情報公開コーナーを利用して、委員募集、策定開始、パブリックコメントの募集、結果の報告、策定とその都度、積極的に取り組んでおり評価できる。</p>

5. 白井市産業振興条例策定事業(平成 23 年度～平成 24 年度)

総合評価： ○ 72 点

コ メ ン ト

- 概ね適切であるが、情報提供や事業の PR が全体的に少なかった。市ホームページの活用などの工夫が必要である。
- **委員**に産業各界の代表者を選出することは、利害関係者の調整や政策遂行（実施）の確実性の観点から、重要であるが、近年の産業振興条例は、市民や事業者と市の協働の視点を入れ、産業振興の啓発などの視点から記述される理念条例であることが一般的である。しかし、本事業では、審議会における委員 13 名のうち、公募委員はわずか 2 名であり、市民の視点にたった意見が反映されにくい。審議会における委員の構成比率を**もっと高める**必要がある。
- また、産業振興の近年の特徴として、消費者の観点がますます重要となっている。市民参加の手法として、消費者である市民のアンケート以外にヒアリングなど消費者団体の意見などを採り入れるしくみがあれば、なお良かった。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 H23. 7～ (仮称)白井市産業振興条例策定検討委員会 H23. 8～H23. 9 市内産業の振興に関するアンケート H24. 11 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	14	○	【実施状況】 H23. 5. 1 広報しろい等で公募委員募集 ・委員 10 名のうち 2 名市民公募委員 ・応募者 8 名のうち、選考基準に従い 2 名選定 ・会議は 8 回開催（平日昼）全て公開 ・会議録は全て公表 【コメント】 ○毎回傍聴者がおり、適切な周知がなされていた結果である。 ○ただし、市民公募委員の比率及び人数が少ない。14 人の委員のうち、2 人では市民視点の意見が反映されづらいのではないかと。 ○また、産業振興という専門性の高い条例の策定である。市民視点においても、いろいろな立ち位置について議論する必要性があり、公募の市民であっても、相応の知識が求められる。選出のための基準として、市政に参加したことが少ないものが優先されるのかどうかは、議論が必要である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	15	○	<p>【実施状況】 H24.10 パブリックコメント募集 ・広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で周知及び募集 ・16 日間募集 意見 3 人から 9 件 H25.2 結果の公表 ・広報しろい・市 HP で公表</p> <p>【コメント】 ○適切である。</p>
アンケート調査実施 (10)	9	○	<p>【実施状況】 H23.8.25~9.15 市内産業の振興に関するアンケート調査 目 的 市内産業の現状課題、今後の施策展開 への市民ニーズを把握し、基礎資料と するため 対 象 市内在住 20 才以上の男女 1,500 人 回 収 率 44% 周知方法 広報しろい 公 表 市ホームページ 情報公開コーナーで公表</p> <p>【コメント】 ○アンケートの回収率が高く、結果も公表されてお り、適切である。</p>
意見交換会開催 (15)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
市民への情報提供 (15)	14	○	<p>【コメント】 ○情報提供や事業の PR が少なかった。 ○市内の産業振興は、事業者のみならず、一般の市 民にとっても消費者としての立場や雇用拡大の観 点から大切な事業である。今後の事業展開にあた り、様々な媒体を活用した積極的かつ丁寧な広 報・情報提供を望む。</p>

【事業終了】

6. 白井市生活排水処理基本計画策定事業(平成 23 年度～平成 24 年度)

総合評価： ○ 55 点

コ メ ン ト

- 市民参加の趣旨を踏まえて事業推進しており、概ね適切である。
- 審議会の設置にあたっては、専門的な内容にも関わらず、公募市民の比率が高いことについては、評価できるが、今後の課題として、審議会の委員構成として具体的に影響を受ける在来地区の住民の参加がないことから、**審議会**の目的に応じて市民への働きかけも必要なのではないだろうか。
- また、生活排水の取り組みについては、環境の影響もあることから多角的な議論が必要であるが、審議会の**開催**回数や市民へのお知らせなどからの情報提供量・内容は、十分とはいえない。関心が少ない市民へ情報が届くように市民への説明責任を果たすことができればなお良いと考える。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	○	【実施状況】 H23. 4～ 白井市環境審議会 H24. 11 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・ 公募委員の募集・参加 ・ 公募・委員の選定基準 ・ 会議回数と開催時間 ・ 会議の傍聴 ・ 会議公開	13	○	【実施状況】 H23. 2. 15 広報しろい等で公募委員募集 ・ 委員 13 名のうち 5 名市民公募委員 ・ 応募者 10 名のうち、選考基準に従い 5 名選定 ・ 会議は 2 回開催(平日昼) 全て公開 ・ 会議録は全て公表 【コメント】 ○ 専門性のある事業ながら、市民公募委員の比率が高く評価できる。 ○ ただし、専門性がある事業にも関わらず、会議回数が 2 回限りであることから、審議の質及び情報提供の機会が、不足している。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	14	○	<p>【実施状況】 H24.11 パブリックコメント募集 ・広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で周知及び募集 ・16日間募集 意見4人から6件 H25.2 結果の公表 ・広報しろい・市 HP、情報公開コーナー 各センター、図書館等で公表</p> <p>【コメント】 ○適切である。</p>
アンケート調査実施 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
意見交換会開催 (15)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
市民への情報提供 (15)	13	○	<p>【コメント】 ○概ね適切であるが市民全体への情報提供が乏しい。 ○対象が、在来地区に限られていることから、自治会への回覧などの工夫があればなお良かった。</p>

【事業継続中(中間評価)】

平成 26 年 2 月 18 日 平成 25 年度第 6 回市民参加推進会議資料

7. 地域防災計画推進事業(地域防災計画修正業務)(平成 23 年度～平成 25 年度)

総合評価： △ 50 点

本事業は事業継続中で平成 24 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト	
○	現状では、事業の途中であるが、意見交換会の開催や防災マップ作りにおける市民参加の採用と実施状況は、他の追随を許さないものであり、高く評価する。
○	審議会がこれから開催される予定とのことであるが、市民の意見を踏まえ、警察や消防といった専門家や機関を巻き込んだ議論ができること、市民の参加に重きを置いた計画が策定されることを期待している。
○	今後の課題として、これまでの市民参加では、小学校区ごとの意見交換会を開催するなど工夫を凝らしている一方で、市民への周知方法に偏りが見られる。もう少し市民への告知媒体を広げるなど、積極的に市民に情報提供を行われるとなお良い。
○	全国的に改定が進められている地域防災計画は、自助ないし共助・協働に基づき地域防災を行うべきであるという特徴がある。市民をより事業に参加させるためには、文字を大きく、ルビ付や色分けなど子どもや老人にもわかりやすい資料を作るなど、市民が参加しやすい環境を整えることも必要と考える。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	○	【実施状況】 H23. 9～H24. 3 自治会等との防災マップづくり H24. 6 意見交換会実施 【今後の実施予定】 審議会の開催 パブリックコメントの実施
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	-	-	【実施状況】 H25 年度設置予定

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 H25 年度実施予定
アンケート調査実施 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし
意見交換会開催 (15)	14	○	<p>【実施状況】 H24.10～H25.2 計 17 回開催 ハザードマップ及び防災カルテに関する意見交換会 目 的 市民等の意見を聞き反映させることで、 よりわかりやすい資料を作成するため 対 象 市民（計 420 人参加） 周知方法 広報しろい、市 HP、自治会等への郵送</p> <p>【コメント】 ○市内全域で意見交換会を開催したことは大きな意識づけとなる。また、17 回の開催、のべ 420 人の参加と開催回数、参加者は申し分ない。 ○警察署や消防署といった専門機関との連携があればなお良かった。</p>
その他の方法 (10)	9	○	<p>【実施状況】 H23.9～H24.3 市民による防災マップの作成 対 象 自治会長・民生委員・地区社協等 目 的 市が作成する地区別防災カルテ及び総合 ハザードマップの基礎資料とするため 内 容 自治会長等の意見を聞きながら、総合ハ ザードマップの基礎資料とするため小学 校区ごとの防災マップを作成した。 ※参加者のべ 247 人、実施回数 16 回、 平日夜間、土日に実施</p> <p>【コメント】 ○適切である。 ○自治会や地区社協だけでなく、広く団体に声掛け ができれば、なお良かった。</p>
市民への情報提供 (15)	12	○	<p>【コメント】 ○概ね適切である。 ○意見交換会、防災マップづくりはもう少し告知媒 体を広く行って欲しかった。 ○計画策定後も市民へ情報提供が継続的に行われる しくみを検討する必要がある。</p>

8. 美しい景観形成推進事業（平成 22 年度～平成 26 年度）

総合評価： ○ 63 点

本事業は事業継続中で平成 24 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コメント

- 本事業は、平成 26 年度までの事業であり、事業の途中である。現時点においても、多くの市民参加の方法を採用しているが、情報提供されている資料から見る限り、「景観形成」という大きなテーマであるにもかかわらず、市民の意見の反映が弱い。
- 特にアンケートについては、結果が公表されておらず、条例第 17 条が遵守されていない。実施した調査については、従来通りアンケートとし、速やかに公表を行うか、基礎調査として位置付けをするか、あり方を見直すべきである。
- また、美しい景観の形成のためには、行政が行う範囲と市民が行うべき範囲があることから、市民や市民サークル・団体などと幅広い意見交換や議論を経ていろいろな人々を巻き込みながら、多くの意見を反映させていく必要がある。
- 今後の事業の実施にあたっては、条例遵守や適切な情報提供の**拡充を図り**、市民の意見を積極的に引き出し、採用していく姿勢を多いに期待する。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 H22. 10～H24. 3 審議会等(白井市景観基本計画等策定検討委員会)の設置 H22. 6～H22. 7 アンケート調査実施 H24. 2 景観に関する意識醸成のための写真展開催
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	14	○	【実施状況】 H22. 8. 1 広報しろい等で公募委員募集 ・委員 8 名のうち 3 名市民公募委員 応募者 7 名のうち、選考基準に従い 3 名選定 ・会議は 11 回開催(平日昼)全て公開 ・会議録は全て公表 【コメント】 ○概ね適切であるが、公募の選考基準を示すべきである。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
アンケート調査実施 (10)	8	○	<p>【実施状況】 H22. 6. 10～6. 30 景観基本計画等を検討するための基礎調査 目的 計画の基礎資料とするため 対象 市内小学生（4年生以上）中学生 及び保護者 6,846 件 回収率 回収率 51% 周知 学校を通じて周知 ※基礎資料のため結果公表せず。</p> <p>【コメント】 ○アンケート結果の非公表は条例第 17 条に反する。 速やかなアンケート結果の公表を望む。 ○学校を利用してアンケートを行った割に回収率が低い。学校の協力も含めて計画的に行うことができているのかが疑問である。 ○小中学生へのアンケートの意義はわかるが、景観というテーマの場合、他の世代についてもアンケートを行う必要があるのではないか。</p>
意見交換会開催 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし
その他の方法 (10)	10	○	<p>【実施状況】 H23. 9. 15 写真展の開催 対象 市民一般 目的 市民が所有する景観の写真を利用し、市民に景観の意識を醸成させるとともに、景観に関する意見を聴取する。 内容 H21 から市役所 保健福祉センター・白井駅・西白井駅で実施 H21 は見学者から意見の聴取を目的としたアンケートを実施</p> <p>【コメント】 ○適切である。 ○写真展の開催は、具体的に市民に訴えるものがある。同様な手法として小中高生に対しての絵画展なども検討できる。</p>
市民への情報提供 (15)	11	○	<p>【コメント】 ○アンケート結果の非公表は条例第 17 条に反する。 ○景観作品や写真展の開催など広報を使って情報提供を行っているが、まだまだ景観形成に関する市民への情報提供が弱い。より積極的な周知が必要である。</p>

答申 2 市民参加の方法の研究及び改善について

現状と課題

平成 16 年 6 月 29 日の市民参加条例の施行以降、市民参加が市民や行政に浸透し、市民参加条例に規定する審議会等の設置、パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、ワークショップの開催などの市民参加の方法が、市民参加条例の該当事業だけでなく、多くの事業で市民参加による事業が実施されていることは、とても評価できます。

しかし、市民参加に際しては、女性の参加が少なく、また参加する市民の世代や地域に偏りがあり、参加する市民の顔ぶれが同じであるなどの課題が指摘されています。

市民参加を更に広げるため、女性、若年層、働き盛り世代などの今まであまり市政への参加が活発でなかった世代の意見を市政に反映させることを目的とした新たな市民参加の方法が市に求められています。

市民討議会の導入について

市民参加推進会議では、公益社団法人東京青年会議所が中心となって日本全国の青年会議所が各地で実施している「市民討議会」（住民基本台帳から無作為抽出されて選ばれた市民が、有償で、あるテーマについて討議し、市に提案を行う制度）に着目し、市民討議会を今後の白井市における新しい市民参加の方法の一つとして実施することが可能かどうかについて検討しました。

検討にあたっては、市民討議会の制度の検証とともに、平成 24 年 6 月に木更津市で（財）かずさ青年会議所と木更津市が共催で開催した「かずさまちづくりディスカッション 2012 in 木更津」の視察や、市川市、東京都三鷹市で開催された市民討議会を調査し、市民討議会を類型化したうえで、比較しました。

検討の結果、市民討議会は、青年会議所のような市以外の団体が積極的にまちづくりに関与する場合で、討議するテーマが市民生活に密着した題材のときは、市民参加が非常に有効な方法であることが明らかとなりましたが、青年会議所のような団体がない白井市では、誰がどのように実施したら効果的かという課題もあり、**市民討議会を白井市で採用することは難しいとの結論に至りました。**

白井市における事業仕分け（市民判定人方式）の取り組み

白井市は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間、民間シンクタンクの構想日本の協力のもと、市が実施する事務事業について、市民判定人方式による事業仕分けを実施しました。

事業仕分けとは、民間シンクタンクの「構想日本」が、行政の事業を「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくことを目的として、2002 年から実施している取り組みです。

事業仕分けの実施方法のうち、市民判定人方式とは、事業仕分けの判定方法の一つで、住民基本台帳から無作為に選ばれた市民が、市と評価者である仕分け人の議論を聞き、判定する方法です。市民判定人の多数決による結果がそのまま仕分けの判定結果になります。

白井市では、市民が積極的な参加することで、事業仕分けに市民感覚が採り入れられることを期待して採用したところですが、事業仕分けの実施にあたり、平成 22 年度に市民判定人方式で実施した全国の 17 自治体において、住民基本台帳から無作為抽出された市民の事業仕分けへの参加希望率の平均は、約 6.9%（構想日本調べ）であり、白井市の参加希望率は他の自治体の平均と比べてかなり高い状態であり、白井市の市民の行政への参加意識が非常に高いことがわかりました。

年 度	無作為抽出者	参加希望者	参加希望率
平成 25 年度	800 人	69 人	8.6%
平成 23 年度	500 人	65 人	13.0%
平成 24 年度	800 人	102 人	12.8%

答申 老若男女・多様な属性の市民の参加に向けた無作為抽出型招待制による公募市民の市民参加の本格導入に向けて

- 今までの従来型の自薦に基づく公募では、行政活動に参加する市民の顔ぶれが同じであることや、女性、若者、働き盛りの世代の市民参加が少ないなどの課題が指摘されており、今後もその傾向が続くことは否めません。
- そこで、白井市においてそれらの課題を解決するためには、平成 22 年度から 24 年度までに市が実施した事業仕分けにおける市民判定人のように住民基本台帳から無作為抽出された後に、市の招待を受けて応募する招待制の公募が有効であると考えます。
- ただし、現在の公募委員の全てを自薦から招待制に変更するだけでは、市民が持つ関心・意欲や専門知識を持つ自薦の公募委員の参加の機会を閉ざしてしまうため、関係団体などの充て職の一部を公募委員とすることで、公募委員の委員数の拡大を図りながら、自薦と招待制の公募市民いずれもが参加できることが必要です。
- これは、長期間にわたってある事柄や方向性について継続して審議する審議会や、市民が持つ専門的知識を活かすことができる審議会などの委員については、従来と比べて少数とはなりますが、その内容や制度を熟知した公募市民が、審議会で積極的に参加することで、より深い議論が展開されることが期待するからです。
- このように、公募委員の選任にあたっては、その審議会ごとに、無作為抽出に基づき参加する未経験者と関心・意欲や専門知識を持つ自薦の公募委員のいずれについてもバランスを取りながら、選任できるようにするとともに、その割合についても、審議会の内容によって変動するなど工夫していただくことが必要です。

答申 3 市民参加条例の検証・見直しについて

答申 市民参加条例の見直しにあたって

白井市は、千葉県内で最も早く市民参加条例を施行しましたが、平成 23 年度に答申したとおり、運用実態やその後に制定された他市町村の条例との比較検証からいくつかの課題が明らかとなっています。

特に他市町村の市民参加条例及びそれに類する条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ないことや「大規模施設」「市民生活に何らかの影響を与える施設」の定義がないこと、条例上の文言整理などについては条例改正を見据えた議論が必要な事項です。

なお、今後の条例改正すべき事項の詳細は、平成 26 年度からの次期市民参加推進会議の議論に任せますが、市民参加条例が施行され 10 年近くが経過し、近隣市での市民参加の取り組みや市民参加に関する市民意識も大きく向上したことから、当初の議論を大切にしながら市民参加の更なる推進を図るため、条例の実施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員会、選挙管理委員会などの実施機関の拡大を図りながら、より市民参加の取り組みが拡大されることが望まれます。

最後に、この平成 23・24 年度の実施事業においては、従来の対象事業を大幅に上回るとともに、1 つあたりの事業における市民参加の実施数も増加している傾向にあることから、市政における市民参加の取り組みは年々増加しています。

今後も、市職員については、象事業であるかないかに関わらず、事業の実施にあたっては、積極的に市民参加に取り組む姿勢が求められています。

※対象事業の推移などのグラフやデータを追加します。

議題 2 市民参加の実施に関する注意点（手引書）の骨子について

【手引きの作成の趣旨】

- 平成 16 年度の市民参加条例施行以降、計画策定や重要事業の実施にあたり、市民参加の必要性について多くの職員が理解し、市民参加を実施した事業は増加している。
- しかし、個々の事業を評価するにあたり、一部の事業において適切な市民参加が行われておらず、今後の是正を求めるところである。
- 今期の市民参加推進会議では、市民参加の量から質への転換という観点から、過去 2 度答申を行ったところであるが、質・丁寧な市民参加という表現では、市職員と市民、市民同士において認識のズレが解決されない可能性がある。
- そこで、市民参加推進会議における過去 3 年間の審議の経験を踏まえ、市民の立場から、市民参加を実施する個別の事例について、具体的に記すことで市民が求める市民参加の水準（基準）を示すとともに、市職員が事業実施にあたり市民参加を求める際に、一定の基準を上回る内容とすることを期待して作成するものである。
- なお、本手引きは、市民参加条例に基づき事業を実施するためのものであるが、対象外事業においても準用することとともに、無作為抽出による招待制公募の市民参加など今後の方向性についても規定することとする。

【スケジュール】

1. 第 5 回会議で、委員から寄せられた意見をまとめ骨子を作成
2. 骨子案について市民参加推進会議で意見聴取（本日）
3. 答申書の提出（3 月上旬を予定）
4. 答申書及び会議意見をもとに手引書を作成
5. 市職員に通知

I. 審議会

1. 委員の公募委員の数について

- 原則として、公募委員は全体の 3 割以上とする。
- 公募委員の定員について審議会の内容や委員構成を踏まえて定めることとするが
市政における市民感覚を大切にす審議会 5 人程度
技術的・専門的な議論が中心となる審議会 3 人程度
利用者など対象となる人が限られた問題で市民の意見を求める審議会 5 人程度 うち一部を利用者などから募集

2. 公募委員の選任について

(1) 公募委員の欠員について

- 募集方法や会議の開催時間が適切でないため応募が少ないという可能性があるため、欠員が生じている状態は望ましくない。会議の開催条件を見直すなどしたうえで、追加で募集を行い委員に欠員が生じないように努めるべきである。

(2) 委員の男女比について

- 適性や興味関心を優先すべきことから、審議会の公募委員が男性のみとなることについては、いたしかたないと考えるが、女性が参加しやすいように募集する、女性に向けて発信するなど工夫が必要である。
- 充て職の委員について、市は、男女比に留意したうえで、依頼する必要がある。

(3) 未経験の市民と熟知した市民

- 公募委員の選任基準として、「白井市審議会等の委員の公募に関する基準」における選考基準においては、志望動機が適切であることの次の判断基準として、「市政への参画経験の少ない者を優先とする」としている。
- 公募委員の選任にあたり、選考基準はその都度定めることができるため、同基準はあくまで一つの判断基準であるが、公募委員には、市政の参画経験の少ない者が、審議会の委員を通じ、その他の市政に参加してもらおうきっかけとしても期待しているところであることから、市政への参画経験の少ない者を優先するという点については、今後も引き続き考慮する必要がある。
- しかし、長期間にわたってある事柄や方向性について継続して審議する審議会や、市民が持つ専門的知識を活かすことができる審議会などの委員については、その内容や制度を熟知した公募市民が審議会で積極的に参加することで、より深い議論が展開されることが期待できる。
- このことから、公募委員の選任にあたっては、その審議会ごとに、未経験者と熟知者のいずれについてもバランスを取りながら、選任できるように工夫していただきたい。

(4) 自薦（従来型の公募）と招待制（無作為抽出された後に招待に基づき応募）

- 今までの従来型の自薦に基づく公募では、行政活動に参加する市民の顔ぶれが同じであることや、女性、若者、働き盛りの世代の市民参加が少ないなどの課題が指摘されている。
- それらの課題を解決するためには、平成 22 年度から 24 年度までに市が実施した事業仕分けにおける市民判定人のように住民基本台帳から無作為抽出された後に市の招待を受けて、自ら応募する招待制の公募が有効であると考えます。
- ただし、公募委員の全てを自薦から招待制に変更するだけでは、市民が持つ関心・意欲や専門知識を持つ自薦の公募委員の参加の機会を閉ざしてしまうため、公募委員の一部や関係団体からなる充て職の一部を充てるなど、自薦と招待制の公募市民いずれもが参加できることが望ましい。
- また、その割合についても、行政改革などで求められているのは、市民としての意見なので、無作為抽出の委員の割合を増やすなど審議会の内容によって変動があっても良いのではないかと。

3. 会議の運営について

(1) 開催時間について

- 審議会を平日昼間に開催することで、働き盛り世代の参加が難しい¹ことが予想されるが識見を有する者や官公庁・企業などの委員がいる場合、審議の内容を鑑みて平日の開催についてもいたしかたないと考える。
- ただし、子育てなどの働き世代に関心が高い内容やワークショップ、意見交換会などより多くの市民の意見を求めたい場合については、その内容に照らしながら、土日の開催を行うなどの工夫があるとなお良い。

(2) 委員の出席率について

- 欠席について、委員の都合、特に有職者における都合による欠席について、多少の委員の欠席については、致し方ない。
- ただし、出席委員が半数程度の場合、仮に審議会は成立したとしても、その会議で審議すること自体が無意味であるので、延期するなどの工夫が必要である。
- なお、無作為抽出による招待制の公募委員を今後採用した場合の委員の出席率については、留意が必要である。

(3) 傍聴者について

- 市民の関心が低い審議会では、傍聴者がいないことも当然ありうるため、傍聴者がいないからといって、市の会議運営が適切に行われていないとは限らない。
- ただし、傍聴者の動向に関わらず、会議を公開するとともに会議資料の提供、わかりやすい会議録の公開に努めるなど傍聴しやすい環境を確保する必要がある。

¹ 『データブック 国民生活時間調査 2010』（NHK 放送文化研究所 2011. 2）では、「有職者の仕事の行為者率は平日 88%、土曜 56%、日曜は 36%」と記述がある。

II 情報提供

1. 会議録・報告書の形態について

- 会議録や報告書は、市ホームページや情報公開コーナーに配架する時は、読む人の立場の観点から読みやすい要約録が望ましい。
- ただし、市民全体にかかる負担や重要な案件について議論する審議会においては、議論や検討の状況が確実にわかる逐語訳を作成することが望ましい。

2. 情報の提供場所について

- 情報は、原則として人目に付く場所や人が集まる場所で情報提供することが望ましいが、提供する情報に応じて、適切な場所で提供する必要がある。
- 例えば、パブリックコメントでは、広報しろい、市ホームページのほか、図書館や各センターなどに素案の内容を添えて情報を提供することが望ましい。

III. パブリックコメント（意見公募）

1. パブリックコメント（意見公募）の期間について

- 市民参加条例の規定のとおり 14 日間の募集期間であれば、概ね適切である。30 日とすると、その後しばらくして結果が出るので、随分と先のことになってしまう。
- ただし、行政手続法に基づく意見公募については募集期間を 30 日以上とするなど、重要度や内容に応じて、募集期間を工夫する必要がある。
- また、パブリックコメントの実施にあたっては、期日より、事前に予告として、今後どのようなことについてパブリックコメントを実施するという事をあらかじめ、市民に告知しておくことの方が良いと考える。

2. 応募意見について

- パブリックコメントを実施した場合に、市民からの応募意見がない又は少ない場合は、募集が適切になされているか、また、素案の情報がわかりやすく提供されているか、など市民が応募しやすい状態であったかの確認が必要である。
- また、市民から寄せられた意見が募集した内容に即していない意見が多い場合は、素案の情報がわかりやすく提供されているかについて確認したうえで、適切である場合は、市の情報提供が適切であると考えられる。

IV. アンケート

1. 回収率について

- アンケートの実施件数や設問にもよるが、無作為抽出によるアンケートを市が実施した場合、50%以上の回収率があれば概ね適切であると考えられる。
- また、対面式や学校などでアンケートを実施する場合は、80%以上の回収率が適切である。

V. 意見交換会・ワークショップ

1. 開催場所について

- 意見交換会であれば、市民は問われて答えるというところもあるので、比較的意見が言いやすい。この場合は地域での開催を増やした方が良い。
- その一方で、ワークショップについては、地域に関係することであれば地域ごとに開催することが望ましいが、市全体のことを考えるのであれば、市役所だけで実施しても特に問題がないのではないかと考える。
- また、複数回開催する場合は、基本的に地域で行うものであっても行きやすい場所での開催の日時に自分が参加できるとは限らないので、市内のどこからでも車・電車・バスなどのいずれの交通機関でも、比較的参加しやすい市役所での開催は 1 回は予定していただけると参加しやすいと考える。